

# くらしの安心情報

情報ファイル NO.228

令和3年7月12日

「**痩身ダイエット 無料モニター募集**」の広告を見てエステ店に行き、勧められるまま高額な契約をしてしまいました。解約したいのですが...

## 相談内容

【相談者 20代 女性】

3日前、「**痩身ダイエット 無料モニター募集**」の広告を見て、エステ店に行きました。

カウンセリングで、この痩身ダイエットは他の施術とセットとなり、有料になることがわかりました。熱心に勧められたので、3か月コース(約20万円)を契約し、クレジットカードで支払いました。施術を1回受けましたが、よく考えると高額なので解約したいのですが...

## 対処方法

20歳前後の若者には、エステティックサービスや美容医療、インターネット通販、副業による儲け話などの消費者トラブルが多く見られます。

エステティックサービスは、契約期間が比較的長期にわたり、かつ目的の実現が必ずしも確実でないという特徴があるので、「特定継続的役務」として特定商取引法で規制されており(規制の対象は契約金額が5万円を超え、かつ、契約期間1か月を超える契約)、クーリング・オフ( )などが定められています。

相談者には、クーリング・オフ期間なので、クーリング・オフ通知を送付するよう助言しました。

クーリング・オフ期間を過ぎても、契約期間中であれば中途解約をすることができ、解約金等について上限が定められています。

( )特定継続的役務提供の場合、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、無条件で契約解除ができます。(クーリング・オフ期間が過ぎていても、勧誘方法や契約内容に問題があれば解約できる場合があります。)

万一トラブルにあったら、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口、県消費生活センターにご相談ください。(消費者ホットライン 局番なし「188(いやや)」)

必ず、キレイに  
痩せますよ~



発行: くらしの安心ネットとやま (事務局: 富山県消費生活センター)

ご相談は... TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所: 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

FAX: 0766 - 25 - 2890